

令和元年 8 月 30 日

各 位

会 社 名 シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
(管理会社コード 16714)
代表者名 代表取締役社長 水嶋 浩雅
問合せ先 業務本部 山口 節一
(TEL:03-5208-5211)

ETF の約款変更に関するお知らせ

当社は、下記のETFについて、投資信託約款の変更を行うことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

○ETF名称

1679_Simple-X NYダウ・ジョーンズ・インデックス上場投信(以下、本ETF)

○変更内容およびその理由

① 本ETFにおきまして、平成30年8月30日付「ETFの約款変更に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、平成30年9月6日付にて、投資対象を**外国籍投資信託**(シンプレクスNYダウ・ジョーンズ・インデックス・トラッカー・ファンド)から**国内籍投資信託**(ダウ・ジョーンズ工業株価平均ファンド(適格機関投資家専用))に移行すべく投資対象の追加手続きを行いましたが、移行が完了しましたので、投資を行わない**外国籍投資信託**を投資対象から削除するための約款変更を行います。

② 法令改正に伴い「信用リスク集中回避のための投資制限」を新設します。
変更内容の詳細は別紙をご参照ください。

○投資信託約款の変更と書面決議の手続きについて

①および②につきまして重大な投資信託約款の変更に該当しないため、書面による決議は行いません。

○変更の日程について

届出日 : 令和元年9月5日

実施日 : 令和元年9月6日

以上

Simple-X NY ダウ・ジョーンズ・インデックス上場投信

投資信託約款の新旧対照表

下線部 _____ は変更部分を示します。

(新)	(旧)
<p>(運用の基本方針)</p> <p>第 19 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、次の各号の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。</p> <p>1. から 7. <略></p> <p>8. <u>一般社団法人投資信託協会の定めるところに従い、一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20% を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合に、超えることとなった日から 1 ヶ月以内に当該比率以内となるよう調整を行い、通常の対応で 1 ヶ月以内に調整を行うことが困難な場合には、その事跡を明確にした上で、できる限り速やかに当該比率以内に調整を行う方法とします。</u></p> <p>付表</p> <p>1. 別に定める投資信託証券 <削除></p> <p>国内籍投資信託</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダウ・ジョーンズ工業株価平均ファンド (適格機関投資家専用) ・SAM マネー・マザーファンド <p>2. 対象指標 <略></p>	<p>(運用の基本方針)</p> <p>第 19 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、次の各号の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。</p> <p>1. から 7. <略></p> <p>8. <新設></p> <p>付表</p> <p>1. 別に定める投資信託証券 <u>ケイマン籍米ドル建外国投資信託</u> <u>・Simplex NY Dow Jones Index Tracker Fund (シンプレクスNYダウ・ジョーンズ・インデックス・トラッカー・ファンド)</u></p> <p>国内籍投資信託</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダウ・ジョーンズ工業株価平均ファンド (適格機関投資家専用) ・SAM マネー・マザーファンド <p>2. 対象指標 <略></p>